

滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針

[平成23年3月25日 滋農経第169号 農政水産部長]

第1 基本的な考え方

1 協同農業普及事業の推進方向

食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中で、国においては、農業者の高度で多様なニーズに対応しつつ都道府県が自主性を発揮できるよう、農業改良助長法の一部を改正（平成17年4月施行）されるとともに、その後、新たに制定された食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえ、協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）を実施する上での基本的な考え方を示す「協同農業普及事業の運営に関する指針（平成22年4月9日農林水産省告示）」を告示されたところである。この中で、普及事業は、「食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう適切に運営するものとする。」と示されている。

本県では、「しがの農業・水産業新戦略プラン（平成23年3月策定）」において、担い手の確保・育成、地産地消の推進、近江米や園芸作物等の生産振興、環境こだわり農業のさらなる展開、農業からの温暖化対策などについて、重点的かつ戦略的に取り組むこととしている。

このような中、普及事業は高度な技術と知識を結集し、農業者等への活動を通じて、これら施策を推進していかなければならない。

そこで、新たな普及事業の基本的な方向と活動方法を明確にするため、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、これを基本として普及事業を実施するものとする。

2 普及指導員の役割と発揮すべき機能

普及指導員の役割は、普及指導員が、農業者との信頼関係を構築しつつ、直接農業者に接して技術指導や経営相談等を行うことにより、農業経営の改善に自主的に取り組む農業者を育成することや、地域農業の生産面、流通面、販売面等における活性化を進め、農業者の経営安定化を総合的に支援することが基本である。また普及指導員は、

- ① スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術および当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）
- ② コーディネート機能（地域農業について、先導的な役割を担う農業者および地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定および実施等を支援する機能）

の両機能併せて発揮し、普及指導活動を展開するものとする。

第2 普及指導活動の課題

国で策定された食料・農業・農村基本計画に基づく施策の方向を踏まえるとともに、本県農政の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」の実

現を目指し、次の課題に重点化した普及指導活動を推進する。

1 担い手等に対する技術の改善および経営の発展に向けた支援

- ・農業経営の発展段階に応じた先進的な生産技術や経営方式の導入による経営改善に向けた支援。
- ・特に新規就農者に対して、就農計画の達成に向けた技術・経営管理指導など継続した支援。
- ・農業者による6次産業化等による収益力向上に向けた自発的な取組に対する支援。
- ・意欲的な就農希望者に対しては、就農計画の作成支援や資金活用など就農に向けた相談活動、農業大学校や指導農業士などと連携した技術・経営管理の習得に関する支援。

※担い手等：認定農業者・農業法人・集落営農・新規就農者・女性起業家等。

2 活力ある水田農業の展開と需要に応える園芸作物等の生産・流通の取組に対する支援

- ・本県の主要作物である米・麦・大豆について、消費者や流通関係者のニーズに応じた生産・流通の取組に対する支援。
- ・耕畜連携による飼料用米および稲WCS、米粉用米等、水田を有効活用した食料自給率向上に向けた取組に対する支援。
- ・水田を利用した野菜などの園芸品目の作付け推進や特色ある園芸品目の生産拡大に向けた支援。
- ・近江米、近江茶等個別農産品のブランド力を高める生産面および県外向け情報発信等の取組に対する支援。

3 安全な農産物の生産および環境と調和のとれた農業生産の取組に対する支援

- ・農薬・肥料・資材の適正使用や農産物における有害物質のリスク管理に関する技術指導。
- ・安全・安心な農産物の確保に向け、農業生産工程管理（GAP）の導入支援。
- ・琵琶湖および周辺環境への負荷を軽減するため、環境こだわり農産物の生産拡大をはじめとした、化学合成農薬・化学肥料の使用を減らす栽培技術の導入、併せて、濁水の防止など農業排水対策に関する農業者等の取組と、その組織活動に対する支援。
- ・魚のゆりかご水田等の生物多様性に配慮した環境保全型農業の取組に対する支援。
- ・耕畜連携等による資源循環型農業や水稻新品種導入など温暖化対策技術の普及・定着に向けた支援。
- ・意欲的な農業者による有機農業の自主的・主体的な取組について支援。

4 魅力ある農業・農村の創造に向けた取組に対する支援

- ・農業者と消費者の情報交換の促進や直売所および県内市場を通じた県産農産物の地産地消の取組を支援。
- ・学校給食における県内農産物の利用率を高めるとともに子供達の食育を推進

するため県内各地域の食育農園を設置するなどの取組を支援。

- ・野生獣による農作物被害の軽減に向け、地域で被害対策をリードする人材を育成するとともに、「集落ぐるみによる対策」を支援。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 農業技術振興センター企画情報部技術情報担当（以下「企画情報部」という。）

重要な農政課題に係る普及指導活動の推進や、地域の普及指導活動および普及指導員の資質向上の支援を行うため、専門ごとに適切な職員を配置する。

2 農業農村振興事務所農産普及課産地づくり担当および技術支援担当（以下「農産普及課」という。）

地域の生産状況等に応じて各分野の専門の普及指導員を適正に配置するとともに、産地づくり担当はコーディネート機能、技術支援担当はスペシャリスト機能が十分に発揮し、本県農産物のブランド化をより一層推進できるよう配慮する。

3 農業大学校

農業大学校所属の普及指導員については、専攻コース等に配慮しながら、青少年に対する指導力を有する者を配置する。

4 普及指導員の養成および確保

普及指導員資格の取得を進めるため、農産普及課に配属された新規採用職員については、実務経験を通じて、現場での課題解決能力等の習得を図るものとする。

また、農業技術職員を対象とした集合研修を実施し、資格取得に必要なとなる農業等に関する基礎的な知識や専門技術、普及指導活動手法に関する知識の習得を促進する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 研修の考え方

普及指導員が向上を図るべき資質は、「普及指導活動の課題」に即し、農業者の高度かつ多様なニーズおよび地域農業の課題に的確に対応するために必要となる技術や知識である。

このため、資質向上にあたっては、業務を通じた自己研鑽を基本とし、国が実施する研修も活用しながら、経歴や経験等を勘案し計画的・体系的な研修を実施する。

2 研修体系

(1) 普及指導員養成研修

新任者や若手の普及指導員に対して、普及指導員として必要な基礎的な能力を養成する研修を実施する。

(2) 専門指導力向上研修

専門的・先進的な課題の解決に必要なとなる能力の向上に関する研修やマー

ケティング、経営管理的視点を重視した指導力向上に関する研修を実施する。

(3) 総合指導力および企画運営力向上研修

水田農業の発展や環境こだわり農業の推進、農村地域の活性化等、地域の総合的な課題を解決するための研修および普及指導活動の総合的な企画調整や管理運営に関する研修を実施する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題については、第2に示した課題に即しつつ地域の農業情勢に応じた重要度および緊急度が高いものに重点化するとともに、その対象者は、担い手等に重点化する。また、その活動に際しては、市町・JA等関係機関との連携確保に努めるものとする。

なお、一般的な技術および知識の指導等については、関係機関と役割分担を明確にした上で適切な連携のもとこれを進めるものとする。

2 普及指導活動拠点の運営

(1) 普及指導活動拠点の設置

農業改良助長法の第12条に基づく「普及指導センター」として、普及指導員から構成する以下の普及指導活動の拠点を設ける。

① 企画情報部

試験研究機関および農業大学校との連携を図るため農業技術振興センター内に設置する。

② 農産普及課

地域に密着して、地域農業の振興に向けた農業者の取組の促進、また、管内の先進的な農業者等の技術革新の取組を支援する普及指導活動の拠点を各農業農村振興事務所農産普及課に設置する。

(2) 普及指導活動拠点の事務

① 企画情報部

企画情報部の事務は、次に掲げるところを基本とする。

- ・普及指導計画の策定および評価に関する指導
- ・普及指導員に対する体系的な育成研修の実施と資質の向上支援
- ・試験研究部門および農業教育部門と連携した普及指導活動の推進
- ・広域的で高度・専門的な技術を要する重要な農政課題に係る普及指導活動の総合的な推進

② 農産普及課

農産普及課の事務は、次に掲げるところを基本とする。

- ・農業経営及び農村生活の改善に関する科学技術及び知識の普及指導活動。
- ・農業者に対する農業経営または農村生活の改善に関する情報の提供。
- ・新規就農を促進するための情報の提供、相談、その他の活動。

(3) 農業者等に対する情報提供

全国的な情報通信ネットワークによる情報収集、電子メール等の媒体の活用等により、技術情報をはじめとする各種情報を迅速かつ効果的に提供できるよう努める。

3 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

普及指導基本計画については、普及指導活動の課題に即し、行政部門の振興施策との整合を図りながら、管内農業の将来方向と目標を明確にする。

普及指導年度計画については、普及指導基本計画に示した普及指導活動の目標達成に向けて必要となる具体的な活動方法を、対象ごとに策定する。

(2) 普及指導活動の評価

効果的、効率的な普及指導活動を展開するため、普及指導活動の進捗状況および結果について内部評価を実施する。得られた結果は、地域農業改良普及推進協議会に報告し、客観的な評価を得るとともに、次年度の計画樹立に反映させるよう努める。

また、普及事業をより広い視野から適切に評価するため、農産普及課の活動成果を取りまとめるとともに、有識者等から幅広く意見を聞くものとする。

4 調査研究の実施およびその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する技術および当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

5 試験研究、研修教育による一体的な取組の充実強化

農業者の高度で多様なニーズに即応した技術開発およびその普及を迅速に進めるため、試験研究との一層の連携強化を図る。

また、将来の担い手を養成するため、農業大学校等の教育機関と相互に情報交換を行うなど一体的な取組に努める。

6 民間との連携の強化

税務、会計・経営、労務管理、農畜産物加工、マーケティング等の民間専門家が存在する分野については、役割分担を明確化しつつ、当該専門家の知見を積極的に活用する。その際、普及指導員は当該専門家と農業者や地域の関係機関とのコーディネートを含め、取組全体の総括・点検を行う。

7 行政施策の活用支援

普及事業の特徴を活かしつつ、地域課題解決の手段として、各種補助事業や制度資金等の行政施策が効果的に活用されるよう支援する。

8 研修教育の充実強化

(1) 農業者研修教育施設における研修教育

農業大学校においては、今後の農業・農村の担い手となる青年農業者を養成する養成課程と農外からの新規参入者等、就農希望者に対する研修を行う研修課程とを併せて開設し、担い手の発展段階に応じた研修が行えるよう研修体系を整える。

① 養成課程

基礎的な農業技術および環境こだわり農業等の先端技術、流通・経営管理、情報処理技術等に関する研修教育を強化する。また、プロジェクト学習、農業体験学習を通じて就農意欲の向上を図りつつ、普及指導活動との連携のもと、新しい時代の農業を担う人材を育成する。

② 研修課程

農外からの就農希望者や実年帰農者等を対象に、実践的な農業技術および経営管理手法等に関する研修を充実し、就農促進を図るとともに、就農時における技術確立を図る。

③ 短期研修課程（開放講座）

意欲的に農業経営に取り組む農業者、一般農業者等幅広い人材を対象に、農業経営研修、農業機械研修、園芸講座等を開設する。必要に応じて、新規就農者に対する研修や講座を開催する。

（２）青年農業者等への支援

普及指導員は、本県農業の次代を担う青年農業者が、経営上の課題解決や技術向上を目指して実施するプロジェクト活動への取組を支援するとともに、相互の研鑽が図られるよう、青年農業者クラブの活動を促進する。

９ その他普及指導活動の方法に関する留意事項

（１）普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員が農業者から取得・収集する情報の中には、企業秘密、知的財産として保護が必要な情報が含まれる場合がある。

このため、普及事業の実施にあたって、情報の集積や共有を行う際には、情報の適切な管理および取扱に努める。

（２）農業経営のリスクを伴う計画に関する指導に係る留意事項

農業経営の改善に向けた技術指導・経営指導は、農業者の経営判断や自己改善努力の助長に資するよう取組ものである。経営規模の拡大や事業の多角化等の計画について、指導を実施する際は、リスクについての注意喚起を行い、指導対象者の適切な理解の醸成を図るなど、リスクの低減に向けて必要な普及指導活動を行う。

第６ その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１ 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有に努めるとともに、必要に応じて技術協力等を行う。